

平成28年美郷町議会議事録

第3回 定例会 (第1号)

招集年月日	平成28年9月6日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	平成28年9月6日 午前9時30分				
		議長 西嶋 二郎				
	散会	平成28年9月6日 午前12時06分				
		議長 西嶋 二郎				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議長 (12)	西嶋 二郎	○	5	岩根 和博	○
	副議長 (8)	安田 勝司	○	6	山本 幹雄	○
	1	原 克美	○			
	2	福島 教次郎	○	9	黒川 民次郎	○
	3	栗原 進	○	10	箕根 正一	○
	4	藤原 修治	○	11	佐竹 一夫	○

会議録署名員	1番	原 克 美	2番	福島教次郎
	3番	栗 原 進		
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	景 山 良 材	住民課長	高 橋 武 司
	副 町 長	樋 ケ 司	健康福祉課長	木 川 士 朗
	教 育 長	田 邊 哲 也	産業振興課長	烏 田 正 輝
	総務課長	小 田 運 博	建設課長	赤 穴 清
	企画財政課長	井 上 陽 生	大和事務所長	難 波 博 恵
	定住推進課長	岡 先 宏 和	教育課長	漆 谷 千 鳥
	出納室長	漆 谷 和 彦		
職務により議会に出席した者の職・氏名	議会事務局長 窪 田 英 通 議会事務局員 大 畑 真 紀			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

平成28年美郷町議会第3回定例会議事日程

(第 12 号)

平成28年 9月 6日 (火) 午前 9時30分 開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	陳情の委員会付託
4	<p>議案の上程、説明</p> <p>【条例案】</p> <p>議案第49号 美郷町税条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第50号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第51号 美郷町貸付金の返還債務の免除に関する条例の制定について</p> <p>議案第52号 美郷町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について</p> <p>【予算案】</p> <p>議案第53号 平成28年度美郷町一般会計補正予算 (第2号)</p> <p>議案第54号 平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号)</p> <p>議案第55号 平成28年度美郷町下水道事業特別会計補正予算 (第2号)</p> <p>議案第56号 平成28年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)</p> <p>議案第57号 平成28年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第2号)</p> <p>【一般事件案】</p>

議案第 58 号 美郷町第 2 次長期総合計画基本構想について

議案第 59 号 財産の取得の変更について

議案第 60 号 美郷町道路線の認定について

同意第 1 号 美郷町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

同意第 2 号 美郷町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

同意第 3 号 美郷町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

認定第 1 号 平成 27 年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて

【報告事件案】

報告第 2 号 平成 27 年度決算に基づく美郷町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第 3 号 平成 27 年度一般財団法人美郷町開発公社事業実績及び決算並びに平成 28 年度事業計画及び予算の報告について

報告第 4 号 平成 27 年度株式会社グリーンロードだいわ第 24 期決算並びに第 25 期事業計画及び予算の報告について

(開会 午前 9時 30分)

●西嶋議長

おはようございます。

開会前ではございますが、町長より諸報告の申し出がありますので、これを受けたいと思います。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

開会前でございますが、ただいま、議長のお許しをいただきましたので、諸報告3件につきまして、ご報告をいたします。

初めに、去る7月3日、日曜日に発生いたしました豪雨災害についてでございます。

3日の明け方より大田市を中心とした豪雨となり、町内においても、小林において、24時間連続最大雨量165ミリ、最大時間雨量は、39ミリを記録いたしました。この豪雨による被害状況は、床下浸水2棟、農業災害21カ所、自治会からの被害報告はこれらを含め145カ所となり、その内、国の補助災害へ申請予定が75カ所であります。

また、避難所2カ所を開設し、数名の避難者の受け入れを行いました。幸いにも、人的被害はありませんでしたが、被災された皆様には心からお見舞い申し上げますとともに、復旧に向けて全力を尽くす所存でございます。

2件目でございますが、7月31日に開催された島根県消防操法大会についてでございます。

今年度は、小型ポンプの部に粕渕分団が出場されました。川本消防署邑智出張所の職員の皆様にご指導をいただき、4月14日から3カ月を超える長い期間訓練を重ねられました。

大会当日は、酷暑の中でございましたが、訓練の成果を遺憾なく発揮され、全体で10位、タイムにおいては、全体で2位となる43.87秒というすばらしい操法を披露いただきました。

ご指導いただきました邑智出張所の皆様、訓練に熱心に取り組まれた団員の皆様、またそれを支えられたご家族の皆様には、改めて敬意を表しますとともに、応援をいただきました皆様へ御礼を申し上げます。

最後に、工事発注状況についてであります。お手元に配付をしております工事発注状況一覧表をもちまして、報告にかえさせていただきます。

以上で諸報告を終わります。

●西嶋議長

町長の諸報告が終わりました。

全議員出席であります。

ただ今から、平成28年美郷町議会第3回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番・原議員、2番・福島議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日6日から16日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から16日までの11日間とすることに決しました。

日程第3、陳情の委員会付託を議題といたします。

本定例会までに受理いたしております陳情は、お手元に配付いたしております文書表のとおりでございます。

会議規則第95条の規定により、文書表のとおり所管の委員会へ付託いたしますので、審査調査をお願いいたします。

日程第4、議案の上程説明を議題といたします。本定例会に提案を受けております。議案は条例案4件、予算案5件、一般事件案7件、報告事件案3件の計19件であります。

議案第49号から議案第60号までの12件、同意第1号から同意第3号までの3件及び認定第1号並びに報告第2号から報告第4号までの3件、計19件を一括上程をいたします。

はじめに、議案第49号から議案第52号までの条例案について、順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

上程いただきました議案第49号について説明いたします。

議案第49号、美郷町税条例等の一部を改正する条例の制定について。美郷町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成28年9月6日提出。美郷町長 景山良材。

この度の改正につきましては大変ボリュームがございますので、できるだけ簡潔に説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、多少複雑な説明になろうかと思えます。御容赦いただきますようによりしくお願いいたします。

はじめに、この度の改正の理由でございますが、地方税法並びに所得税法等の一部を改正する法律が交付をされました。このうち、平成29年1月1日施行の関連分について、

町税条例の一部を改正するものでございます。改正条例の構成につきましては、本文を、2条で構成をさせていただいており、第1条が、町民税に関わる延滞金利子配当等の関連条項の改正。第2条が、タバコ税に関する経過措置条項の改正となっております。具体の改正の内容等につきましては、新旧対照表が分かりやすいかと思っておりますので、そちらの方で、説明をさせていただきたいと思っております。

新旧対照表につきましては、2つございますけれども、新旧対照表1の方をご覧ください。

まず、改正条例第1条の内容でございますが、第19条は、住民税の修正申告等があった場合における延滞金の加算期間について、延滞金の計算期間から、一定の期間を控除して計算することとされたことに伴う所要の規定の整備でございます。第1項の1号から、3号の中で、上位法の改正に基づき、文言の改正、削除などを行っております。また、2ページのところをご覧ください。2ページのところでは、新たに5号及び6号を追加しております。これは2号および3号の中に混在していた法人町民税に関する部分のみを4号及び5号に区分したことによるものでございます。

続いて、第43条ですが、こちらは、個人の町民税の普通徴収分に係る規定でございます。改正の内容としましては、先ほどの第19条の法人町民税と同じく修正申告及び更正請求があった場合の延滞金の計算についての所要の整備となっており、1項から3項までは文言の整理を行い、続いて、3ページをごらんください。こちらでは、第4項を新たに追加しております。この4項では、計算機関から、一定期間を控除することを規定してございます。4ページをお願いします。

続いて、第48条になります。こちらは、法人町民税の関係でございます。法律改正による文言の整備と、5ページのところで、第5項を追加しております。この5項は、先ほどの個人町民税と同様に、法人町民税の修正申告等があった場合の延滞金の計算期間における一定期間の控除について規定をしておるものでございます。

6ページをお願いします。第50条です。第50条は、法人町民税の修正申告があった場合における不足税額の納付の手続について規定をしております。いずれも法律改正に合わせての条文の整備となっております。7ページのところで、第4項を追加しておりますけれども、こちらは、延滞金の計算期間における一定期間の控除について、規定をしているものでございます。

8ページをお願いします。ここから、附則の関係になります。ここでは第20条の2を新たに追加した形になっておりますけれども、もともと、この第20条の2は、第20条の3にずらす改正をしております。この新設、第20条の2では、外国居住者等所得相互免除法に基づき、外国居住者等で特例適用利子または配当の額に係る所得を分離課税することなどを規定したものとなっております。少し飛びますけれども、11ページをお願いします。この11ページ中段までが、追加した第20条の2の規定となっております。この続きの第20条の3でございますが、先ほど申しましたように、1項を加えたことにより、条ずれでございまして、20条の3は、15ページまでございます。この中では、法

律改正に基づく条文及び引用条項等の整備をしているものでございます。

続いて、改正条例第2条の関係をご説明したいと思います。お手数おかけしますが、新旧対照表1を閉じていただき、新旧対照表2の方をお開きください。こちらは、町たばこ税に関する経過措置を規定したものでございますが、この中で、新条例とあるところ、美郷町条例また、表の中の第9条第3項の規定に係る部分について、引用条項の一部削除を行うものでございます。先ほど説明した19条3項で、法人町民税に関わる部分を削除、移し替えをしたことによるものでございます。

最後に、この度の改正条例の附則についてご説明いたします。またまたお手数おかけしますが、新旧対照表を閉じていただいて、改正条文の方をお開き下さい。

終わりから2ページ目になります。附則の第1条でございます。この条例の施行記述を平成29年1月1日とするものでございます。第2条では、町民税の経過措置を規定してございます。個人の町民税及び法人の町民税いずれもこの新条例の施行の日以後に、納期限が到来するものから、適用しているものでございます。以上が議案第49号でございます。ご審議のほどお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第50号につきまして、説明をいたします。

議案第50号、美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成28年9月6日提出。美郷町長 景山良材。

改正の趣旨についてご説明いたします。このたびの改正につきましては、先ほどの町税条例改正と同様に、地方税法及び所得税法の改正に合わせて改正を行うものでございます。内容としましては、町民税で分離課税される特例適用の利子、配当等の額を国保税の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるということにするものでございます。

それでは具体的な改正内容の説明をさせていただきます。新旧対照表の方が分かりやすいかと思っておりますので、お手数ですが、新旧対照表をご覧ください。

1ページ目ですが、今回は附則のみの改正となります。体裁としましては、附則の第14項及び15項をそれぞれ2項ずらして、16項、17項としております。その前に新たな2項として、14項及び15項加えているという体裁になってございます。新たに加えた14項は、外国居住者等所得相互免除法に基づき、外国居住者等について特例適用利子、配当所得、譲渡所得、一時所得、雑所得等を国保税の算定及び軽減判定の基礎となる総所得金額に含めることを規定したものでございます。次の15項につきましても、同じく外国人居住者等所得相互免除法に基づき、外国人居住者等について、特例適用配当等の所得を国保税の所得割算定の総所得に含めることを規定したものでございます。

新旧対照表を閉じて頂いて、改正条文の方ごらんください。最終ページになります。この改正条例の施行時期につきましては、平成29年1月1日から施行することを規定しております。2の適用区分としまして、改正後の規定は、この条例の施行の日以後に支払いを受ける外国居住者等所得相互免除法に規定する特例適用利子または配当等について

適用することを規定するものでございます。以上が議案第50号でございます。ご審議のほどお願いいたします。

●西嶋議長

続いて、議案第51号。

●西嶋議長

産業振興課長。

●烏田産業振興課長

上程いただきました議案第51号について説明いたします。

議案第51号、美郷町貸付金の返還債務の免除に関する条例の制定について美郷町貸付金の返還債務の免除に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。平成28年9月6日提出。美郷町長景山良材。

提案の理由でございますが、次ページをご覧ください。第1条では、この条例の趣旨を定めておまして、町が貸し付けた貸付金の返還債務の免除に関し、必要事項を定めるとしてあります。第2条では、債務の免除について規定しており、条例中の表に貸付金の種類、免除の条件、免除の範囲を定めております。貸付金の種類は、免除の条件は1として、疾病等やむを得ない機関を除き、5年間専門的に農業に従事した時。2として、農業法人等に雇用された場合においては、疾病等やむを得ない理由による時を除き5年間従事している時。次ページですが、3として、受給者が死亡した時。4として、災害疾病等やむを得ない理由により返還が困難である時としております。免除の範囲は、条件が1、2の場合は全額。条件が3、4の場合は一部または全部としております。

第3条では、この条例に関し、必要な事項は町長が定めることとしております。

附則として、この条例は交付の日から施行する。以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして上程いただきました議案第52号について説明いたします。

議案第52号、美郷町中小企業小規模企業振興基本条例の制定について。美郷町中小企業小規模企業振興基本条例を別紙のとおり制定するものとする。平成28年9月6日提出。美郷町長 景山良材。

提案理由でございます。1ページからごらんください。まず、美郷町が将来にわたり、豊かで持続可能な社会を継続し、そして生きがいと働きがいを得て、高齢者から若い世代まで地域で活躍できる社会を実現するためには、働く場であり、生活の安心を保障する中小企業小規模企業の振興を地域社会の基礎として位置づけ、取り組みを推進していかなければなりません。この条例は、美郷町中小企業小規模企業振興に関し、基本理念や方向性を示し、中小企業小規模企業振興を総合的恒常的に推進することを定めた条例です。

第1条では、その目的を定め、中小企業小規模企業の活性化を図り、住民生活の向上に寄与することを目的としています。第2条では、この条例に掲げる用語の定義を行っております。中小企業小規模企業商工会について根拠を定めております。第3条では、基本理

念を定め、中小企業、小規模企業が地域経済へ重要な役割を果たしていることを基本認識として企業の主体的な努力の尊重、関係機関との連携による成長発展を図ることを推進すると規定をしております。第4条では、基本施策について定めております。基本理念に基づき、企業基盤の維持、発展事業継承及び創業、創出、雇用の安定、ネットワーク構築の推進、情報収集、発信、資金調達の円滑など7つの項目にわたり規定しております。1ページ中ほどですが、第5条では、町の責務について定めております。1項では、中小規模企業の振興に関する施策を策定し、計画的に実施すると規定し、第2項では、町の予算執行において受注機会の増大に努めることとしています。第3項では、中小規模企業者の地域社会における重要な役割について、住民理解を深めるよう努めることを規定しています。第6条では、事業者の役割、第7条では、商工会の役割を定めており、それぞれが地域の振興に資するよう規定をしております。次ページをごらんください。第8条では、町民の理解と協力について定めており、中小規模企業が果たす役割を理解し、健全な発展に協力するよう努めるものと規定しております。第9条では、施策の実施状況の検証について定め、施策の実施状況について検証を行うよう努めることを規定しております。第10条におきましては、施策に必要な財政措置を講ずるものと規定し、第11条では、条例施行に必要な事項は町長が別に定めることとしております。

なお附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上、議案第52号についての説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

●西嶋議長

続きまして、議案第53号から議案第57号までの予算案について順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

企画財政課長。

●井上企画財政課長

上程いただきました議案第53号についてご説明を申し上げます。

議案第53号、平成28年度美郷町一般会計補正予算第2号。平成28年度美郷町の一般会計補正予算第2号は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億7591万8000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ66億9478万3000円とする。2、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。平成28年9月6日提出。美郷町長景山良材。

それでは、ご説明を申し上げます。2ページから8ページのうち、第1表、歳入歳出、予算補正及び明細となる事項別明細の総括については、歳入歳出の明細内訳についてご説明して、最後に、第2表の地方債補正のご説明を差し上げたいと思います。

それでは9ページの方をお開きください。歳入です。款8、地方特例交付金、項1、地

方特例交付金、目1、地方特例交付金。説明のところにございます地方特例交付金ですが、2万3000円を減額しております。これは交付額決定によるものです。

続きまして、中程、款9地方交付税、項1地方交付税、目1、地方交付税。説明のところ、普通交付税でございます。これは、交付額決定により、9548万9000円を計上しております。

続きまして最下段です。款11、分担金及び負担金、項1、分担金。目2、農林水産費分担金30万円を増額しております。これは、林地崩壊防止事業負担金として、平成28年度発生した災害によるものです。その下、目4、災害復旧費分担金。750万円を増額しております。これも平成28年度現年度災、農地農業施設災害復旧事業の分担金として増額しております。

10ページをお開き下さい。款11、分担金及び負担金。項2負担金。目1、民生費負担金。説明の欄です。被措置者負担金。前年度の滞納分を、こちらで1万2000円増額をしております。

款12、使用料及び手数料。項2、手数料。1、総務費手数料。説明のところございます。個人番号通知カード再交付手数料並びに個人番号カード再交付手数料として2万円並びに2万4000円。合わせて4万4000円を増額しております。

続きまして、款13、国庫支出金。項1、国庫負担金。1、民生費国庫負担金。節1の社会福祉費負担金です。これは過年度の生活保護費の実績に伴う還付の金額を400万1000円増額しております。3、児童福祉費負担金。これも同様に、過年度の保育所の運営費精算金並びに児童入所施設措置費事業費負担金の実績に伴う返還金です。549万4000円を補正で上げております。

目3、災害復旧費国庫負担金。これも現年度公共災害の復旧に伴う負担金を2760万円増額しております。

11ページをご覧ください。款13、国庫支出金。項2、国庫補助金。1、民生費国庫補助金。節1、社会福祉費補助金。説明のところにあります年金生活者支援臨時福祉給付金。給付費事務補助金を15万8000円増額して計上しております。節3、児童福祉費補助金。節説明にあります子供のための教育並びに保育事業費補助金を73万9000円増額して計上しております。これはシステム改修にあたるものです。

目3、土木費国庫補助金。節2、道路橋梁費補助金。道路費臨時交付金としまして、町道久保線の工事費に係るところの増額で111万3000円を増額計上しております。

その下、5、総務費国庫補助金。区分節2、総務費管理費補助金。これは地方創成推進交付金として、新たな法人設立、みさとカレッジ委託料相当分ですね。交付金を3700万円減額しております。

中段をご覧ください。款14、県支出金、項1、県負担金。1、民生費負担金です。こちら説明の方過年度分の保育所運営費精算金並びに児童入所施設措置費事業費負担金。これが先ほどの国に対しまして県分の実績に伴う返還額に対して増額をしたものです。

274万7000円を計上しております。

続きまして、款14、県支出金。項2、県補助金。1、総務費県補助金。これは、説明の欄ごらんください。島根市町村総合交付金並びに電源立地地域対策交付金。生活排水処理復旧交付金。そして12ページを見ていただきますと、一番最上段に再生可能エネルギー導入計画事業費支援事業費補助金。これらを含めまして35万6000円を増額して計上しております。

引き続き12ページをご覧ください。14款県支出金のところでは、4、農林水産費県補助金。節1、農業費補助金です。説明欄をご覧ください。環境保全型農業直接支払基金。これは見込による増額です。19万1000円です。環境保全型農業直接支払い等交付金、これも見込みによるものですが、減額の8万1000円を減額しています。

そして、一番下の段ですね。きのこの里づくり事業補助金、これは新規事業でございます。166万6000円を計上し、合わせて177万6000円を節で計上しております。節2、林業費補助金。林地崩壊事業費補助金。先ほどの国庫の分に合わせた平成28年度災害の補助金です。

続きまして、目6、災害復旧費県補助金。説明欄をご覧ください。現年林道災害復旧費補助金4740万並びに農地災害復旧費補助金3695万、合わせて8435万を計上しております。

続きまして、款14、県支出金。項3、委託金、2、総務費委託金。基幹統計調査費委託金として、教育委員会で実施されるものです。8000円増額で計上しております。

13ページをご覧ください。款17、繰越金、項2、基金繰入、目2、減債基金繰入金。減債基金繰入金として、この度、財政調整基金の繰入と同様に1400万円減額しております。その下、節1、地方福祉振興基金繰入金。これにつきまして、2500万円減額をしてあります。これも先ほど同じ理由です。続きまして14、地域振興基金繰入金。これも財政調整基金繰入金と同様の。一段飛ばしておりました。すみません。12ページをもう一度ご覧下さい。すみません。款17、繰入金、項2、基金繰入金。先ほど話しましたように、1番、財政調整基金繰入金、これにつきましては、交付税算定決定による歳入増に伴う繰入金を取りやめたもので、1億6700万円減額をしております。

続きまして、13ページに戻っていただきまして、款18、繰越金、項1、繰越金、目、繰越金です。純繰越金として、2億1695万6000円を計上しております。款19、諸収入。項5、受託事業収入。目1、造林受託事業収入。ふるさとの森再生事業助成金として、時点修正見込みで5万円を減額しております。

14ページをご覧ください。款19、諸収入、項7、雑入目5、雑入です。節2、総務費雑入。電子証明料並びに立木補償費としてそれぞれ6000円、3000円を合わせて9000円を増額しております。節3、民生費雑入。介護保険事業過年度清算金として238万8000円。児童福祉手当返還金4名分ですが、これを8万円増額しております。福祉医療助成返還金。これを3000円増額しまして、合わせて247万1000円こち

らで、増額をしております。節6、農林水産費雑入、邑智郡農林振興協議会補助金として6万円計上しております。8、土木費雑入、土木費雑入。こちらにつきましては都賀西ニュータウンの雪害時の共済補償金とそれから川本波多線竹駅前にあります自治会所有の自転車小屋の保証額、合わせて110万8000円を増額で計上しております。

続きまして、款20町債、項1、町債、1、総務費、節1、ユートピア整備事業費。過疎対策事業債として2650万減額をしております。これは四季の杜の専用風呂の整備の事業の中止計画によるものです。5、過疎対策ソフト事業債。過疎対策事業債につきましては、先ほど、みさとカレッジ並びに美郷のカレッジの事務費に係る過疎ソフトの事業債を3400万円減額したものです。20町債、項1、町債、目5、土木債。公共事業債を100万円増額して計上しております。目8、災害復旧費、1農林水産施設災害復旧費、これは、先ほどの現年度災害の補助金の復旧費です。4070万を計上しております。2、公共土木災害復旧費。これも平成28年の現年災の事業債を1380万計上しております。10臨時財政対策債。こちらについて、発行債の限度額に伴い1770万減額をしております。それでは続きまして、歳出でございます。16ページをご覧ください。

●西嶋議長

財政課長、あまり細かいことは、説明しなくてもいいです。

●井上企画財政課長

はい。16ページをご覧ください。説明欄におきまして、増減100万を超える主なものについて説明を申し上げます。

それでは説明をいたします。16ページ下段の款2総務費、項1総務管理費、5財産管理費。財産管理費で1279万円計上しております。これ基金元積立金並びに手数料。これも土地開発公社並びに土地取得の手数料でございます。

17ページをご覧ください。先ほどの続きの財産管理費の中ほどでございますが、上から5段目、その他委託料。これにつきましては、新たな法人、業務の委託等、それからみさとカレッジの業務委託に係るものでして、7103万6000円を減額しております。工事費につきましては、四季の杜専用風呂の事業の関係を取り止める計画をとりまして、2848万8000円を減額しております。2の定住推進費、その他補助金。これにつきましては、空き家改修2件について100万円を計上しております。その一番下の段です。12電子計算費、2の電算共同処理費、一部事務組合の負担金として、システム改修に伴う253万7000円を計上しております。

18ページを飛びまして、19ページをご覧ください。下段、款3民生費、項1社会福祉費1社会福祉総務費でございます。一番最下段、臨時福祉給付金です。その他補助金ですが、これは次ページにあります。年金生活者等臨時福祉給付金とこちらの臨時福祉給付金の額からそれぞれ300万円を振り替えたものでございます。

引き続き、20ページをご覧ください。款3民生費、項1社会福祉費、3障害者福祉費。中ほどのところ。1障害者福祉費償還金374万1000円計上しております。これ

は、地域生活に係る事業並びに自立支援に係る事業について、前年度の償還金を生じております。24ページをご覧ください。款3民生費、項1社会福祉費でございます。目は、4老人福祉費です。

●西嶋議長

ページ数が違っていませんか。

●井上企画財政課長

ごめんなさい。21ページです。すみません。21ページをご覧ください。失礼しました。

款3民生費、項1社会福祉費、4老人福祉費でございます。最上段のその他委託料、これにつきましては、生活コーディネーター委託料として162万4000円を計上しております。続きまして、その下の段、款3民生費、項2児童福祉費、1児童福祉総務費償還金。こちらにつきましても、前年度の事業に係るものの償還金として、101万7000円を計上しております。

続きまして、22ページをご覧ください。款4衛生費、項1保健衛生費、1保健衛生総務費でございます。1保険衛生費総務費の中の他会計繰出。これは、建設改良分として440万計上しております。2保健対策費、その他委託料、これは、胸部CT検診の受診者の増に伴う計上でございまして156万1000円を計上しております。続きまして、同じ項の目3環境衛生費でございます。28繰出金、環境衛生費、他会計繰出分。これも他会計の建設改良分の繰り出しでございます。2

3ページをご覧ください。款6農林水産事業費、項1農業費、目3農業振興費でございます。1番の農業振興費その他補助金。きのこの里づくりの新たな新規事業によるものでして、250万を計上しております。続きまして、24ページをお開きください。款6農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費でございます。説明欄、1林業振興費、工事請負費、これにつきましては、平成28年度災、林地崩壊に伴う事業を467万円、工事費として計上しております。

25ページをお開きください。款8土木費。項2道路橋梁費、2道路維持費です。1道路維持費、施設関係委託費並びに工事請負費。これはどちらも平成28年度災、被災応急作業並びに公共土木災害6箇所、林道災害2箇所、農林災害1箇所が含まれた工事費でございます。目3道路新設改良費です。1道路新設改良費。こちらは、町道久保線の改良に伴いますものでして、この度、工事請負費をすべて測量設計委託費の方に振り替えた計上になっております。最下段です。款8土木費、項3河川費、1河川総務費。河川維持費、工事請負費これも同様に平成28年度河川災害等のところで、河川の堆積物を除去したもので計上しております。800万円を計上しております。26ページをご覧ください。款8土木費、項6住宅費。1住宅管理費。説明欄にあります修繕費でございます。こちらは、教員住宅の修繕、旭町営住宅の法面の改修。それから、都賀西の雪害に伴う修繕工事として、101万5000円を計上しております。

27ページをご覧ください。款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費でございます。説明欄、自動車借上料でございます。これは、県道君谷川本線の通行制限に伴いますスクールバスの小型バス化に伴います借上料の増でございます。240万円を増額して計上しております。目2、事務局費、1事務局費ですね。臨時職員さん、それから、そこに嘱託職員の賃金を、それぞれ金額を振り替えて計上しております。28ページ、29ページにつきましては100万円以上ございませんでした。

30ページをご覧ください。款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費でございます。目1農業災害復旧費、こちらにつきましては、平成28年現年度農業災害普及費として、測量設計並びに工事請負費を計上しております。箇所数としては、25箇所の内、7箇所を補助金として計上しております。続きまして、目2、農業施設災害復旧費です。こちら現年の農業施設災害復旧費として計上しております。350万並びに工事費4300万です。下段、款11災害復旧費、項2公共施設災害復旧費です。目1土木施設災害復旧費。こちら現年度の公共土木災害の復旧について、計上しております。それぞれ測量設計並びに工事請負費それぞれ580万、4130万補正で計上しております。歳出の方は以上でございます。

歳入、第2表地方債の補正でございます。お手数ですが、6ページをお開き下さい。上から3段目のユートピア整備費でございます。2650万削減しました。四季の杜専用風呂を取り止めたためです。そこから、2段下の過疎対策ソフト事業債は、みさとカレッジ委託事業の取り止めによる3400万円減額。限度額を1億4470万としたものです。中段です。道路整備事業債を町道久保線改良工事の増に伴い、100万円追加して、限度額を1億2090万円とします。最下段、上から2段目3段目、こちらは、農林水産施設災害復旧費を4070万円。公共土木災害復旧費を1380万円。それぞれ追加して、限度額4340万円を2310万円にするものとしております。最下段の臨時財政対策債でございます。1770万円減額いたしまして、限度額を1億4030万とするものがございます。合計で申しますと、補正前が、7億9740万円、これを2230万円減額いたしまして、補正後の限度額を、7億7510万円とするものがございます。

以上、議案53号の説明を終わります。ご審議の程よろしく申し上げます。

●西嶋議長

建設課長。

●赤穴建設課長

上程になりました議案第54号について説明をいたします。

議案第54号、平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号。平成28年度美郷町の簡易水道事業特別会計補正予算第2号は次に定めるとおりによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ480万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9113万7000円とする。平成28年9月6日提出。美郷町長景山良材。

それでは、歳入歳出について説明をいたします。6ページをお開きください。

2歳入、款1、項2、目3の雑収入でございます。説明欄にありますように、水道管移設工事、町道のニタ合線道路改良に伴います町の簡易水道の移設工事に関わる補償移転費として40万円を計上しております。これも説明欄に運転・公債費とありますが、歳出の方で説明いたしますと、改めて経営戦略計画を策定に係る費用ということで計上しております。

それでは次ページ、7ページをお願いします。歳出となります。款1、項1、目1の簡易水道事業費、先ほど言いましたように、説明欄にありますように80万円の歳出。ニタ合線の改良工事に伴います水道移転費と。目2の簡易水道建設事業費、これは先ほど言いました経営戦略策定に伴います委託費ということで、400万円計上しております。

以上が議案第54号でございますご審議の程よろしく願いいたします。

それでは続きまして、議案第55号の説明をいたします。

議案第55号、平成28年度美郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。平成28年度美郷町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ468万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6548万4000円とする。平成28年9月6日提出。美郷町長 景山良材。

それでは、歳入歳出の説明をいたします。6ページをお願いいたします。まず、2歳入であります。款1、項1、目1の雑収入、合併浄化槽の関係の雑収入であります。これも県道の竹、今、工事をやっておりますが、県道の改良に伴います市町村設置型の浄化槽1基、これを撤去するための補償移転費を68万3000円計上しております。

その下の款4、項1、目1の一般会計繰入金、これがそれぞれ、公共下水道から合併浄化槽、各それぞれの特別会計分ですね。経営戦略策定に伴います金額を計上しております。400万円、合計で400万となっております。

それでは、7ページをお願いします。先ほど、歳出歳入の方で説明いたしましたように、まず公共下水道、目1の公共下水道それから目2、農業集落排水。その下の小規模集合排水それから8ページにいきますと、それぞれ目2、特定地域生活排水、特定地域生活排水である建設事業費ということで、それぞれ先ほど、歳入の方で説明いたしました経営戦略策定に伴う委託費を計上しておりますし、また特定地域生活排水の建設工事の関係で、これは8ページであります、工事請負費68万3000円を増額したというのが分かります。主に若干の工事費の増額はありますが、全体としては、先ほどの簡易水道と同じく経営戦略策定に伴う委託費の増額分を今回計上しております。

以上が議案第55号でございます。審議の程よろしく願いいたします。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

上程になりました議案第56号について説明をいたします。

議案第56号、平成28年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号。平成28年度美郷町の国民健康保険特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳出予算の補正、第1条、歳出予算の総額を8億994万2000円とする。平成28年9月6日提出。美郷町長 景山良材。

補正の理由でございますが、退職被保険者に係る医療費の増加に対応するもの及び27年度の納付金の確定見込みによる補正が主な内容でございます。

歳入の補正はございませんので、4ページの歳出からお願いいたします。

款2、保険給付費、項1、療養諸費、目2、退職被保険者等療養給付費でございます。補正額829万8000円の増額でございます。当初予算では、1月当たり205万円程度を見込んでおりましたけども、現在1月当たり274万5000円程度になっております。1月当たり大体70万円程度の差が生じてきておまして、この不足分について、増額の補正を行いたいというものでございます。

次に中の表でございます。項2、高額療養費、目2、退職被保険者等高額療養費、補正額407万6000円の増額でございます。こちらにつきましても、1月当たり22万7000円程度で見込んでおりましたところ、現在1月当たり58万円程度ということで、増加をしておまして、大体35万円程度の差が生じてきております。不足分について、増額補正を行いたいというものでございます。

続いて下の表でございます。後期高齢者支援金。項1、後期高齢者支援金でございます。761万2000円のこちらは減額でございます。こちらは28年度の後期高齢者支援金の見込により減額とするものでございます。

5ページをお願いします。款4、項1、目1、いずれも前期高齢者納付金でございますが、2万5000円の減額の補正でございます。こちらも28年度の確定見込によるものでございます。

続いて中の表をご覧ください。款6、項1、一目1、介護納付金についてでございます。1041万2000円の減額でございます。こちらも28年度の確定見込みということで、27年度分でございますけども確定見込みによる補正でございます。

続いて下の表になります。款11、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金、目1、償還金でございます。567万5000円の増額でございます。27年度における国及び県の負担金の確定によります返還によるもので、療養給付分が538万6000円、健康診査保健指導分が、国県それぞれ15万円で合計30万円、合わせて568万7000円の返還が必要となります。これに対しまして、567万5000円を増額するものでございます。

以上で議案第56号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

続きまして上程いただきました議案第57号につきましてご説明をいたします。

議案第57号、平成28年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第2号。平成28年度美郷町の国民健康保険診療所特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8846万3000円とする。平成28年9月6日提出。美郷町長 景山良材。

補正の理由でございますが、沢谷診療所のエアコンが故障したため、診療に支障を来さないよう急遽、委託料からの流用により対応を行いました。そのため委託費について予算不足が生じることとなりましたので、その分について増額補正を行いたいというものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入です。款2、繰入金、項1、他会計繰入金、目1、一般会計繰入金、繰入額12万円の増額でございます。

7ページをお願いいたします。歳出でございます。款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、節13の方へ委託料に、こちらが不足となりましたので、12万円の増額補正をお願いしたいものでございます。

以上で議案第57号の説明を終わります。ご審議の程お願いいたします。

●西嶋議長

予算案の説明が終わりました。

ここで、休憩といたします。再開は10時50分といたします。

(休憩 午前 10時 34分)

(再開 午前 10時 50分)

●西嶋議長

それでは、会議を再開します。

続いて一般事件案7件のうち議案第58号から議案第60号について、順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

企画財政課長。

●井上企画財政課長

上程いただきました議案第58号について、ご説明させていただきます。

議案第58号、美郷町第2次長期総合計画基本構想について。美郷町第2次長期総合計画基本構想の策定について、地方自治法第92条第2項に基づく、美郷町議会基本条例第11条第1号の規定により議会の議決を求める。平成28年9月6日提出。美郷町長 景山良材。

説明させていただきます。総合計画については、地域主権開拓のもと、平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、これまでの総合計画における基本

構想の法的な策定義務がなくなりました。策定及び議会の議決を得るかどうかは、それぞれの自治体に判断を委ねられることになりました。

先の第2回定例会で、議員の発議により制定された美郷町議会基本条例において、総合計画の基本構想並びに基本計画の位置を議会の議決を得ることを定められました。このことから、平成27年12月に町長の諮問に応じ、総合計画に関する調査審議をするために、審議会が設置され、行革審議会等を兼務された委員による計7回の審議会と5回の庁舎内の策定委員会を開催して、8月26日に基本構想部分のみこうした答申を、この度提案いただき、この度提案をさせていただくものです。

それでは、2ページをお開きください。第1部、序論の部分から第1章、計画策定の趣旨です。こちらは本町では、2町村合併後の平成18年に第1次長期総合計画を策定し、平成27年度を目標年次として、町勢振興を図る各種の施策、事業を推進してきました。

一方、この間、本町を取り巻く社会全体の構成は、大きな転換期を迎え、都市部を含む全国的な人口減少の到来、社会経済の急速なグローバル化など、さまざまな分野で大きく変化しています。こうした時代潮流を踏まえ、町の将来像の実現に向けて変化に対応できる地域政策の立案、推進が求められています。

以上を踏まえ、平成28年度から平成37年度までの10年間の長期期間において、新たな本町の地域づくりの指針として、第2次長期総合計画を策定しました。2、計画策定方針です。計画策定方針のガイドラインとなる方針は、5つの視点に着目して検討を進めてまいりました。

1点目は、住民との協働です。基本構想においては、審議会だけでなく、住民ニーズの把握及び町民の参加の機会として、美郷未来カフェを4回開催、広く住民の意向を集めることのできるワークショップ形式を持って取り組みました。また基本計画においては今後、パブリックコメントによる意見集約を出がけることとしております。

2点目の前計画の検証では、これまでの基本施策の展開をしようとしていたそれぞれの重点施策部門の達成状況を通して、成果の見極めと課題の把握に努めることとしております。

3点目では、財政状況との整合として、いずれの計画遂行においても、財政事情にあいまった執行が肝要であり、全体での整合性の制度を高め、進めるものとして位置づけております。

4点目は、地方における雇用、人口拡大、暮らしをキーワードにした総合戦略が地方創生により、昨年12月から推し進められております。実現すべき成果に係る数値目標を初めとする計画は、総合計画の重点的な政策でも整合させることを定義するものです。

5点目では、基本計画などでの達成度の目安となる目標は、今後の評価として住民にも分かりやすい原則、数値をもつての目標値とすることを心がけて策定することとしております。

3ページをご覧ください。計画策定の構成と期間です。策定にあたっては、基本構想と

これに基づく基本計画及び実施計画の構成となります。美郷町が目指す将来や、まちづくりの理念を示すものを基本構想として、実現化するための分野別施策の体系化と、重点となる政策を示した基本計画、それぞれのこうした政策の方法や考えを明らかにして、具体的事業を示す実施計画、この3つをあわせて総合計画としております。

計画の策定は、平成28年度から37年度までの10年間としております。

4ページの方をお開き下さい。第2章、時代の潮流。策定にあたっては、考慮しなければならない社会の変革やニーズについて整理をしています。以下項番での概要記述のみ読み上げます。

1、国、県ともに人口減少、少子高齢化が進行しています。2、グローバル化、地域間競争、3、住民が主役となった協働の地域コミュニティが求められています。4、災害の大規模化、多発への備えが求められています。次ページをお願いします。5、安心できる医療、福祉環境が重要性を増しています。6、環境問題解決に向けた一人ひとりの行動が求められています。7、人々の価値観と仕組みが成熟社会に移行しています。8、自治体運営が転換期を迎えています。9、情報通信技術の発達と普及が社会を変えてきています。以上、9つの事項を整理して、時代の潮流を勘案していきます。

7ページをご覧ください。第3章、本町の現状と課題です。1、人口です。本ページから12ページまでは、まち、ひと、しごと総合戦略における美郷町人口ビジョンに基づき、美郷町のこれまでの人口推移や人口構成などグラフを用いて、経過の視点や直近の状況を示し、基本構想への分析要因として挙げております。

13ページをお開きください。2産業です。本ページから18ページでは、町民所得や総生産額の島根県全体との比較や、本町の産業構造別、職業別の割合や、その生産額事業規模について、データで示しており、人口に比例した現象、低下の傾向となっております。

19ページをお開き下さい。3町民生活です。ホームページから20ページにおいて、暮らしの目線から美郷町の医療施設や関係者の状況町内の待機児童の状況を示しております。

21ページをお開きください。行財政です。財政指標として、財政力指数住民一人当たりの歳出額そして健全化比率、実質公債費率、将来負担比率の4つの指標を県内19自治体との比較データを示しており、財政状況としては、比較的健全な財政状況となっております。

第2部の基本構想に入らせていただきます。23ページをお開きください。

第1章、将来人口の見通しです。将来への人口動向分析、まち、ひと、しごと総合戦略における美郷町人口ビジョンでの平成72年までの各種シミュレーションをこちらでは掲載しております。今後の社会情勢や、人口動態を踏まえ、本計画の終期においては、時点修正も必要かとは考えております。

第2章、目指す将来像です。27ページをお開き下さい。本計画の理念は、第一次長期総合計画を継承し、水と緑いきいき輝く夢あふれる協働のまちとして定めます。地域固有

の魅力である森林と江川の可能性のある資源として位置づけ、活用する生活環境づくりにおいて、地域が一体となり、積極的な協働によるまちづくりを理念とします。

28ページです。目指す将来像は、美郷町が将来どうあるべきか地域特性をいかした自立的で持続的な社会の創生を目指した総合戦略を投影した暮らしの姿を目指す将来像として、美しいまち、ひと暮らしにつながるみんなの美郷町をとして掲げました。持続可能な社会として、具体的な目標人口は、10年後の平成37年に4000人として位置づけました。

29ページをお開きください。まちづくりの基本方針は、目指す将来像に向けた町民総体の行動指針として、3つとしました。地域主権が本流となる中で既存の制度や法令を効率的、効果的に運用する運営の延長線上において、自治体の判断と責任で、事実に行動する経営といった考え方に至った行政経営の基本方針は、3つとしました。30ページをお開き下さい。

30ページには、まちづくりの理念から目指す将来へと、この後説明を差し上げる分野別施策を含めた基本構想の体系図となっております。

31ページをお開きください。こちらでは、分野別施策を掲げております。1、生活基盤です。利便性の高い快適な暮らしを実感できるまちとして、7つの課題を挙げております。1道路交通網の整備、2、土地利用と市街地の整備、3、生活環境の整備、4、情報、通信の整備、5、環境衛生の充実、6、消防、防災防犯の強化、7、自然環境の保全と活用です。下段の箇条書きについては、7項目においての美郷町の分野別での方向性を示したものです。以下の分野別の施策においても同様な記述となっております。

次に、32ページ産業雇用です。人と地域の個性を活かした産業創出と、住みよい町により4項目の課題で整理しております。1、地域産業の活性化と新産業の創出、2、農林水産業の振興、3、商業、工業の振興、4、観光リクリエーション振興です。

続きまして33ページを見てください。3、教育です。美郷町を担う心豊かな人づくりとして、人材に趣きをおいた3つの項目を課題として、後、提案があります美郷町教育振興計画の方向性に同期した内容となっております。1、社会を生き抜く力の育成、2、未来を担う人材の育成、3、絆と活力のあるコミュニティの形成です。

次は34ページ、4、健康福祉です。8項目の課題を束ねる考えとしては、生涯を通じて心も体も健康で安心できる町を主眼としております。1、保健、医療の充実、2、社会福祉の充実、3、高齢者福祉の充実、4、障がい者障がい児の福祉の充実、5、児童福祉の充実、6、母子父子の世帯福祉の充実。7、生活困窮者福祉の充実、8、人権を尊重し、差別のない社会の実現。最後の5、住民自治、35ページになります。連帯の絆で支え合うコミュニティのまち。様々な面で、住民自治の充実の基本と成す考えをする中で、行財政のあり方や、財政運営のバランスを課題とした4項目の内容を掲げております。

1、地域住民の充実と協働の精神。2、定住対策の充実。3、効率的な行政運営。4、財政運営の安定化。以上、第2次美郷町長期総合計画の基本構想についてご説明を差し上

げました。基本計画については審議会において、大方議論をいただいております。重点施策の内容などは今後加速度的に整理をすることとして、策定委員会でも調整をしております。

この度の基本構想のみの議案については、審議会での答申内容や本会議での活発なご議論を得て、段階的、丁寧な進め方として取り組んでまいりたいと思います。冒頭、策定方針で述べましたように、基本計画については、更に民意の集約手法としてパブリックコメントをした上で、改めて基本計画について議会へお諮りしたく存じます。

以上、議案第58号美郷町第2次長期総合計画基本構想の説明でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

●西嶋議長

ここで、議事の進行上、休憩とします。再開は11時15分といたします。

(休憩 午前 11時 7分)

(再開 午前 11時 18分)

●西嶋議長

会議を再開します。

先ほど会議録署名議員に指名をいたしました1番・原議員が諸事情により退席いたしましたので、3番・栗原議員を会議録署名議員として、追加指名をいたします。

続きまして、議案第59号の説明をお願いいたします。

●西嶋議長

建設課長。

●赤穴建設課長

それでは上程になりました議案第59号についてご説明いたします。

議案第59号、財産の取得の変更について。次のとおり財産の取得を変更したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求め。平成28年9月6日提出。美郷町長 景山良材。記、1、取得する財産、土地、美郷町粕淵71番地の2。面積、529.02㎡。定着物、木造瓦葺2階建、延べ床面494.55㎡。平成28年6月15日議決。2、取得の金額、2100万円を2204万円に変更。3、取得の相手、変更なし。4、変更の理由、定着物に対する消費税相当分の変更。

それでは変更の内容につきまして、説明をいたします。この案件は、6月15日の第2回定例会議決後のあと、正式な契約の段階になりまして、定着物に係る消費税相当分について誤認していたということが、不動産仲介業者から報告がありました。当然、不動産仲介業者に非があるわけでありますが、この不動産につきましては、事業の進捗に必要な不可欠な物件であることから、消費税相当分を当初契約金額に追加するものであります。契約

金額は消費税相当分で104万円となり、変更後の契約金額は2204万円となります。契約の相手方は変更ありません。

以上が議案第59号でございます。よろしくお願いいたします。

それでは続きまして、議案第60号についてご説明をいたします。

議案第60号、美郷町道路線の認定について。次のとおり町道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。平成28年9月6日提出。美郷町長 景山良材。記、路線番号449。路線名、湯抱別府線。起点、終点、起点が、美郷町湯抱246番地1先。終点、美郷町湯抱391番地1先であります。

それではこの町道認定につきまして、ご説明をいたします。これは、国道375号湯抱工区が完成し、共用が開始された区間の旧国道区間を町道認定していただくものであります。この度、上程した路線は路線番号が449号。路線名は湯抱別府線でございます。国道375号湯抱校区が完成し、町道に移管する条件としておりました修繕箇所等が終了したことから、この度、町道認定をお願いするのであります。区間延長は3149m、幅員は5mから、47mでございます。

以上が議案第60号でございます。よろしくお願いいたします。

●西嶋議長

続いて同意第1号から同意第3号の同意案件3件について、順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

町長。

●景山町長

同意第1号、同意第2号、同意第3号についてご説明を申し上げます。美郷町固定資産評価審査委員会の委員の3人の方につきまして、11月4日に任期満了となります。引き続き同じ3人の方を委員として選任したいので、議会の同意をお願いするものでございます。詳細は総務課長をもって説明いたさせます。以上。

●西嶋議長

総務課長

●小田総務課長

上程いたしました同意第1号から第3号の詳細についてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、地方税法第423条第1項により、固定資産の価格に関する不服を審査するため設置しております。

定数は町税条例により3人、任期は地方税法により、3年となっております。

選任は、町税の納税者または固定資産の評価に学識経験を有する者から、議会の同意を得て選任することとなっております。

提案理由は、平成28年11月4日に現在の3人の委員の方の任期が満了となるためであります。引き続き就任いただきたく同意第1号として住吉敬司さん、同意第2号とし

て、福島巧さん、同意第3号として、高橋智恵さんを、地方税法第423条第3項により選任の同意をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

●西嶋議長

続いて認定第1号について説明を求めます。

●西嶋議長

出納室長。

●漆谷出納室長

上程いただきました平成27年度美郷町歳入歳出決算につきましてご説明いたします。

認定第1号、平成27年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度美郷町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して議会の認定を求めます。平成28年9月6日提出。美郷町長 景山良材。

次のページをお願いします。記、会計名、1、平成27年度美郷町一般会計歳入歳出決算。2、平成27年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算。3、平成27年度美郷町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算。4、平成27年度美郷町下水道事業特別会計歳入歳出決算。5、平成27年度君谷診療所特別会計歳入歳出決算。6、平成27年度美郷町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。7、平成27年度美郷町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算。8、平成27年度美郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。

それでは、平成27年度美郷町の歳入歳出決算につきまして概要を申し上げます。

平成27年度決算につきましては、本年4月1日から2カ月にわたる出納整理期間を終え、5月31日に出納を閉鎖いたしました。また、7月25日から8月9日までの16日間監査員のおふたりに決算審査をいただき、8月30日お示しをしておりますとおり、全会計にわたって、相違なく適正であるとの決算審査意見をいただいたところでございます。

さて、平成27年度決算の認定に供する資料といたしましては、お手元に配布しております2種類の綴りでございます。まず決算書綴りは、一般会計から特別会計にわたって全8会計の歳入歳出の事項別明細書でございます。またそれとは別に、3つの調書を一括して綴っておりますものは、総務課、企画財政課においてそれぞれ作成されたものでございます。

最初は、総務課からの財産に関する調書でございます。町が所有しております土地、建物、基金、出資金等に関するものでございます。次に、企画財政課からの歳入歳出決算資料でございます。実質収支に関する調書をはじめ未収金の状況、基金の状況、地方債の状況、財政指数等の状況などについてまとめられています。最後に、同じく企画財政課からの平成27年度事業実績の調書でございます。

それでは、この綴りの上に3種類の見出しをつけておりますが、その中の決算資料とあります企画財政課作成の平成27年度歳入歳出決算資料の2ページをご覧ください。平成27年度会計別決算及び実質収支に関する調書により会計別の決算状況につきまして、ご報告申し上げます。

まず、一般会計につきましては、歳入総額7億3113万1271円。歳出総額7億816万1698円で歳入歳出差引額2億2296万9573円となります。また歳入歳出差し引き額の2億2296万9573円のうちには、翌年度に繰り越しすべき繰越免許費繰越額の601万2545円が含まれており、平成27年度実質収支額は、2億1695万7028円となります。

次に特別会計でございます。住宅新築資金等貸付事業特別会計でございます。歳入総額250万5017円。歳出総額234万8191円で、歳入歳出差引額、15万6826円となり、実質収支額も同額の15万6826円でございます。

次に簡易水道事業特別会計でございます。歳入総額、2億5020万1884円。歳出総額、2億5015万1500円で、歳入歳出差し引き額、5万1734円となり、実質収支額も同額の5万1734円でございます。

次に下水道事業特別会計でございます。歳入総額2億4859万6035円。歳出総額2億4769万8120円で、歳入歳出差し引き額は89万7915円となり、実質収支額も同額の89万7915円でございます。

次に、君谷診療所特別会計でございます。歳入総額531万1441円。歳出総額530万7121円で、歳入歳出差し引き額は、4320円となり、実質収支額も同額の4320円でございます。

次に国民健康保険特別会計でございます。歳入総額7億8574万719円。歳出総額7億8574万719円で、歳入歳出差し引き額実質収支額ともに0円でございます。

次に、国民健康保険診療所特別会計でございます。歳入総額7274万6612円。歳出総額7265万4812円で、歳入歳出差し引き額は、9万1800円となり、実質収支額も同額の9万1800円でございます。

最後に、後期高齢者医療特別会計でございます。歳入総額1億8267万1237円。歳出総額1億8267万1237円で、歳入歳出差し引き額、実質収支額ともに0円でございます。また一般会計及び特別会計の合計額は、歳入総額9億1億7890万4216円。歳出総額8億95473万2048円で、歳入歳出差し引き額は、2億2417万2168円となっています。尚、実質収支額は、繰越免許費繰越額の601万2545円を差し引いた2億1815万9623円となります。以上が会計毎の決算額及び実質収支額でございます。

続いて、次の3ページ、平成27年度美郷町会計別決算及び実質収支等に関する資料の予算執行率につきまして、ご報告申し上げます。

この執行率は、予算額と決算額との比率でございます。この表は左から予算額、決算額、

予算額と決算額の比較。そして予算額と決算額の比較、不納欠損額、収入未済額について表記したもので、さらにそれぞれ年度対比も行っております。予算執行率につきましては、表の真ん中よりも少し右側にあります予算額と決算額の比率の欄にあります、平成27年度のところをご覧ください。

上段の一般会計で申しますと、平成27年度歳入は、98.4%。平成27年度歳出は、95.6%となっています。以下、特別会計につきましては、各会計の歳入歳出毎の執行率が記載されていますので、ご覧いただきますようお願いをいたします。

以上簡単ではございますが、平成27年度の決算概要の一部を申し上げさせていただきました。内容ご精査の上、認定いただきますようによろしくお願いいたします。

●西嶋議長

次に、報告事件案3件について順次説明を求めます。企画財政課長。

●井上企画財政課長

上程いただきました報告第2号について、ご説明を申し上げます。

報告第2号、平成27年度決算に基づく美郷町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、下記のとおり報告する。平成28年9月6日提出。美郷町長 景山良材。

記、以下、表の1、平成27年度美郷町健全化判断比率のところの表をご覧ください。

1番左、実質赤字比率でございますが、これにつきましては、実質赤字額が標準財政規模に占める割合を示すものでございます。基本的には一般会計といわゆる普通会計、住宅新築資金等貸付事業と君谷診療所特別会計のこの2つが対象でございます。美郷町は、黒字決算でございましたので、こちらの数値の記載はございません。

続きまして右側の連結実質赤字比率でございます。一般会計他7会計特別会計すべての会計の赤字額及び資金不足額を標準財政規模で除して得た数字でありまして、美郷町は全会計が黒字決算ということでございますので、こちらも数値の記載はございません。

続きまして、実質公債比率です。これは地方債の元利償還金等が基準標準財政規模に占める割合を示すものでございます。平成25年、26年、27年の3カ年の平均で、決算では13.1%でございます。昨年度は13.3%でしたので、0.2ポイント改善としたということになっております。しかしながら、単年度では昨年13%、27年度としては13.5%と0.5ポイント予想していることから、次年度は上昇する見込みとして推察はしております。次ぎに将来負担比率でございます。これは一般会計が将来負担をすべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示したものでございます。63.9%でございます。昨年度の68.1%と比較をいたしますと、4.2ポイント改善をしております。

昨年同様、小幅な改善ということになりまして、この要因としましては、トータルとして、将来負担増の減少と充当の可能な基金の微増、また基金財政需要額の見込みが増額と

なっていたためにですね。若干ではありますが、改善を見ているという結果になっております。

続きまして2番、平成27年度美郷町資金不足比率でございます。簡易水道特別会計、下水道特別会計事業とも昨年同様黒字決算でございましたので、資金不足はございませんので数値の記載はされておられません。いずれの比率におきましても、早期健全化基準を下回った結果となっております。今後におきましても、各会計とも効率的な行財政運営を目指し、より健全性を保つべく取り組んでまいりたいと思います。

以上、報告第2号について説明をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明をさしあげます。報告第3号でございます。

平成27年度一般財団法人美郷町開発公社事業実績及び決算並びに平成28年度事業計画及び予算の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成27年度一般財団法人美郷町開発公社の事業実績及び決算並びに平成28年度一般財団法人美郷町開発公社の事業を計画及び決算報告を別紙のとおり提出する。平成28年9月6日提出。美郷町長 景山良材。

2ページをお開き下さい。平成27年度の事業実績、決算につきましては、6月7日及び8日に監査を受けまして、その後、6月の17日の理事会と評議会で承認をされたものでございます。なお、28年度の事業計画及び予算につきましても同じく、平成28年6月の17日の理事会、評議会において了承されたものでございます。

概要についてご説明をさせていただきます。平成27年度美郷町開発公社の事業報告でございます。(1) ゴールデンユートピアおおち、管理運営業務でございますが、平成27年度の施設利用者は、5万5481人で、昨年度より、施設全体の入館者は、6677人の減少となりました。これは、水中運動利用者が約6400人減少したことと、会議などの利用者が270人減少したことが、要因と考えております。施設利用につきましては、昨年に続きまして、利率の高い四季の杜の事業に重点的に経営資源を投入いたしました。需要の状況に応じた料金を適切にマネジメントすることで利益の確保を図るとともに、宿泊事業の補助金のさらなるPRをして交流人口を図ってまいりました。また、有料ゾーンにつきましても、水中運動など自主事業と介護予防事業を受託して町内の利用者の増加のための努力をしてまいりました。

次に、②管理運営事業の収入の部でございます。9190万2000円と前年度より4478万7000円の増額となりました。事業別に見てまいりますと、四季の杜事業が、対前年比で、売り上げが、81万9000円の増。これまでににおいては、最も高い売り上げとなっております。健康事業では、売り上げで121万円の増となりました。四季の杜の事業については、客単価の引き上げや、1昨年より取り組んでおりますウェブ上の代理店じゃらんの口コミ収集による集中的なプロモーションが功を奏したのではないかとこのように思っております。

施設利用事業につきましては、会員数は、一般会員は減少しましたが、水中運動会員が

増えており、全体としては微増となりました。町内の減少をです。大田市の会員からの増員で埋める格好となっておりますが、引き続き、地元邑智地域の町内会員の拡大に努める必要を感じております。テニス合宿等をご利用いただく学校などについて、リピーターが根付きつつあり、顧客のケアを継続的に行ってまいりました。本年度も既に多くの学校、団体の合宿にご利用いただいております。

続きまして、3ページをお開き下さい。(2)カヌーの里おおち運営業でございます。施設利用者は、1万5761人で、前年度より3294人の増となりました。事業別に入場者を見てまいりますと、カヌー事業が1275人の増。キャンプ場利用者が585人増。トレーラーハウスが492人の増となっております。これは一昨年8月の天候不順による利用者の減からの比較によるものが大きいところではありますが、グルメフォンド美郷町大会の第4回の開催協力など、過去最高の319人の選手が参加したことによって、施設のPRができたかというふうに考えております。

②管理運営事業費でございます。施設利用料金収入は、3482万円。26年度が3352万7000円でございます。前年比129万3000円の増でございます。主な売り上げ増の要因としましては、カヌー体験事業が前年度対比で約151万4000円の増。またトレーラーハウス事業につきましては、83万5000円の増。そして、水泳教室事業の前年対比では63万1000円増加しているところによるものです。

4ページをご覧ください。4ページからは、決算報告でございます。5ページの貸借対照表をご覧ください。1資産の部。1、流動資産のところ。流動資産現金預金は昨年と比べて123万5144円の増でございます。未収金につきましては、40万2672円と188万7533円の減額となっております。主なものだけ説明を申し上げます。流動資産の合計が1743万4742円で、昨年と比べて77万5481円の減額となっております。これは未収金の数字が大きく減ったことを要因として挙げております。2固定資産の方でございます。(3)その他固定資産、建物付属設備でございます。448万800円でございますが、光熱水費における経費節減のため、井戸の方を掘らせていただきまして、これを480万の費用をかけて整備をさせていただきました。減価償却を差し引いた残りが448万800円となっております。これをもちまして固定資産の合計が2293万5542円で、昨年と比べ370万5319円の増額となっております。これが変動要因でございます。

2負債の部です。1流動負債の方がございますが、3行目の未払法人税、こちらの方が124万9000円。昨年と比べて売上げが好調だったということがございますので、101万9000円の増となっております。未払消費税につきましては、87万6000円の減額となっております。流動負債の合計としましては1195万1533円で、昨年と、そう大きな違いはございません。

3正味財産の部です。一番下の負債及び正味財産合計というところで、当該年度ですが2293万5542円と、昨年と比べて370万5319円。こちらがいわゆる経営面で

の黒字という形になろうかと思えます。

続きまして6ページでございます。これは先ほどご説明をさせていただきました貸借対照表の各部門別の数字となっております。時間の関係上、こちらの方ちょっと省略をさせて頂きたいと思えますので、ご了承をください。

貸借対照表それから正味財産増減表がございますが、16ページですね、収支計算書総括表の方で少し説明をさせていただきます。16ページをご覧ください。収入でございます。事業活動収支、②の事業収入です。左端のゴールデンユートピアおおちでございます。施設運営委託収入は、指定管理料で3985万円。事業委託収入934万5500円。施設事業収入が、プール、温泉テニス場などの利用料966万7356円。健康事業収入が町から受託しております介護予防事業や健康づくり事業で、1063万7979円。四季の杜の事業宿泊事業収入が1574万6553円。工房事業収入が、30万4510円。売店収入が634万9931円。事業の収入合計としましては、9190万1829円となっております。3の雑収入合計1万1873円。④ですね。その他収入が334万8305円。事業活動収入合計が、9526万2007円でございます。

次にカヌーの里でございます。右側に移ります。事業収入施設運営委託収入は、指定管理料の1568万円。事業委託収入30万8000円。トレーラー宿泊事業費は503万2490円。工房収入8万9700円。カヌー事業収入658万6548円。キャンプ場収入133万4200円。プール事業収入水泳教室ですが、521万1700円。売店収入57万7563円で、事業収入合計が3482万201円でございます。雑収入6万1849円。その他の収入が7万3430円。合計で3495万5480円の事業収入がございました。法人会計事務局の費用でございますが、指定管理料、30万を含め49万5614円でございます。法人会計では、1億3071万3101円の利用活動収入となりました。

次に事業活動支出でございますが、一番右の合計欄をご覧ください。こちらについては、合計欄でご説明させていただきます。売店仕入額ですが、538万8238円。人件費部分では、職員給料、手当が2770万2651円。臨時職員賃金が1638万3290円など、ここから福利厚生費までの部分で、合計で6334万455円となっております。正規職員現在8名、嘱託員1名、臨時職員6名、パート職員12名程度で運営しております。その他主な支出としましては、消耗品432万2721円。修繕費167万4551円。燃料費199万756円。光熱費2569万8986円。租税公課費477万25円委託料として771万5893円。手数料495万2505円。事業支出では1億2133万4812円となっております。②の管理費支出25万2075円です。③その他の支出は486万1952円で事業活動支出は、1億2644万9339円となりました。事業活動での収支差額は、426万3762円となっております。

続いて、7ページをまたお戻りください。正味財産の7ページですね。正味財産増減額計算書でございます。当該年度の表の2のですね。経常費用事業費のところの減価償却費、

が加わっております。こちらはですね。今年度から発生したもので、先ほどご説明をさしあげた井戸にかかるものの減価償却費でございます。

すみません。また8ページの方ご覧下さい。経常外増減の部でございます。(2) 経常外費用計における当期の一般正味財産増減、これが平成27年度の単年度の会計黒字となりまして、その下の一般正味財産期首残高、町の会計では前年度繰越に値するもので、この2つを加えまして、一般正味財産期末残高繰越金として、翌年度に繰り越すことになります。

25ページの方をお開き下さい。平成28年度事業計画につきましては、時間の関係ございましてですね。こちらの方はお読み取りいただきまして、ひとつご容赦をいただきたいというふうに思います。26ページ的美郷町開発公社予算収支計算書の方をお願いします。事業収入でございますが、ゴールデンユートピアにつきましては、予算額を4070万9000円としております。また、カヌーの里につきましては、1738万5000円の事業収入です。補助金の収入でございますが、ゴールデンユートピアの方では5083万円、これは町からの指定管理料と介護予防などの受託収入でございます。指定管理料3985万円、受託料1098万円としております。同じくカヌーの里につきましては、指定管理料を1568万円。それから事業受託料194万4000円を見込んでおります。

したがって、当期の収入合計はゴールデンユートピアで9154万6000円。カヌーの里で、3505万1000円。それから法人合計ですね、30万4000円ということで、全体の予算額を1億2690万1000円と計上しております。

続きまして、支出でございます。27ページをご覧ください。ちょっと字がちっちゃいですが、一行目でございます。ゴールデンユートピア事業費につきましては8727万6000円、カヌーの里おおちにつきましては3195万1000円、その下にそれぞれ明細を掲げておりますが、28年度も引き続きゴールデンユートピアおおち、カヌーの里の適正な運営を目指して参ります。

以上で報告第3号の方終わらせていただきます。どうぞご審議の程よろしく申し上げます。

●西嶋議長

続いて、報告第4号をお願いします。

●井上企画財政課長

続きまして上程いただきました報告書第4号についてご説明を申し上げます。

報告第4号、平成27年度株式会社グリーンロードだいわ、第24期決算並びに第25期事業計画及び予算の報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、第24期株式会社グリーンロードだいわの決算報告並びに第25期株式会社グリーンロードだいわの事業計画の報告を別紙のとおり提出する。平成28年5月6日提出。美郷町長 景山良材。

平成27年度グリーンロードだいわの決算事業計画については、6月の1日に監査を受けまして、6月の20日の取締役会で承認をいただき、同日20日の株主総会で承認をされたものでございます。

それでは概要についてご説明を申し上げます。2ページの方をお願いします。営業の報告でございますが、こちらの方もですね。また、これお読み取り頂きたいというふうに思います。それで、3ページの方をご覧ください。大和荘の営業収入及び営業外収入当期を含めます過去22期、23期の売り上げと、その他の収入について計上しております。

続いて、会社の概要でございます。主な事業概要、これは昨年と比べて道の駅グリーンロードだいわの営業を終了しておりますので、それを削除しております。営業拠点並びに株式の状況については、23期と変更はございません。4ページをお開き下さい。大株主様の状況でございますが、こちら23期の報告時点とは変更ございません。

続いて、社員の状況であります。4月1日現在ですね、大和荘におきまして、支配人以下16名、5名の職員それから臨時職員11名の計16名で営業をしております。この他、昨年12月1日よりですね、地域おこし協力隊1名を配備して、営業に協力いただいております。

取締役監査会につきましては、ご覧のとおりでございますが、本年の監査役でおられました、大和邦夫様がお亡くなりになりましたので、こちらからはお名前を外させていただきます。

決算報告書に参りたいと思いますが、説明の手順として、ご案内をするページが後先しますが、ご了承下さい。

決算報告書の8、ページ数8ページをご覧ください。営業費の内訳でございます。昨年度までは、大和荘と道の駅ございましたが、27年度第24からは、大和荘のみの営業となっておりますので、こちらの数字はすべて大和荘のものとなっております。

給与手当から始まりまして、雑費までの合計が5251万2602円でございます。7ページの損益計算書の方、またご覧ください。先ほど、営業費合計額が中段の3ですね。販売費及び一般管理費のところ計上をしております。1、売上高、当期売上高7149万7297円が、先程の営業報告書の説明をさしあげた大和荘の売り上げでございます。売上高から、2、売り上げ原価を差し引いた残りの金額4907万6063円とそこから、販売費、一般管理費を差し引きますと、マイナスの343万6539円。これが大和荘に係る営業の収支になります。この他、営業外の収益としまして雑収入406万8998円。利息の部分、3148円を加算しまして、407万2141円。営業外費用が63万5602円。特別利益、貸倒引当金戻入が1万9000円。税引き前の当期純損益が65万4602円。法人税住民税及び事業税を22万5189円を差引ますと登記の純損益が42万9413円になります。

9ページの方をご覧ください。株主資本等変動計算書でございます。資金につきましては、前期から当期期末残高は変わっておりません。ここから利益剰余金、その他の剰余金で

ざいますが、前期末の477万508円に、先ほど説明をしました当期純利益42万9413円を加算しまして、当期末残高が、519万9921円でございます。こちらに、資本金の1240万を加算しまして、純資産が、1759万9921円となります。

6ページの貸借対照表の方へまた戻って頂けますでしょうか。資産の部でございます。流動資産が2095万1116円。固定資産が322万574円。資産の合計2417万1690円でございます。負債の方の部が、流動負債657万1769円。資産から負債を差し引きました純資産が、1759万9921円で、先程説明いたしました株主資本等変動計算書の金額となっております。また移ります。

すみません、10ページの方をご覧ください。利益剰余金処分計算書でございます。当期末の処分利益が519万9921円。内訳としまして、前期繰越利益が477万508円。当期純利益が42万9413円。この金額を次期繰越利益とし、519万9921円を次期の繰越とさせていただきます。11ページの方をご覧ください。個別注文票でございます。下段の5ですね。1株を当たりの情報に関する注記でございます。1株当たりの純資産額は、当期利益を加算しまして、7万967.42円でございます。1株当たりの当期純利益は、1731.50円、こちらは、当期の純利益の発行済みのみの株数でございます。248株で割り戻した数字となっております。以上が24期の事業並びに決算報告でございます。

14ページをご覧ください。こちらにつきましては、平成28年度第25期の事業計画でございまして、こちらもお読み取り頂きたいというふうに思います。15ページですね。こちらを最後として、ご説明したいと思います。

第25期の収支予算でございます。真ん中が25期の前年度実績、本年度実績として、真ん中の部分が25期の収支予算案でございます。収入の部では、売り上げが7158万8000円を見込んでおります。昨年度からの主な増減の見込みとしましては、三江線ツアーを4回程度売り上げて、50万円の収益の増であるとか、神楽大会2回開催しましたり、50万の増など色んなそういった部分で、収入源としましたが、なおかつ平成27年度まで、交流館の使用料をですね、みさとカレッジより月10万円、年間120万円頂いておりましたが、今期の収入からの見込みはございません。

仕入れ受託経費2301万2000円、昨年度増減59万1000円の増です。粗利益4857万6000円の対比増減50万の減額でございます。雑収入につきましては、前年度の実績407万2000円を計上しております。収入の合計が、5264万8000円。対比増減50万円の減でございます。

続いて、支出の部をご覧ください。第24期の実績を基本に今年度の予算を計上させていただいております。支出の部の合計が5233万2000円で対比増減18万の減でございます。営業利益から支出を差し引いた31万6000円。対比増減32万円。以上のですね、予算を計上させて頂いております。

これもちまして、報告第3号の説明を終わります。以上、ご審議の程よろしくお願

します。

●西嶋議長

以上で、全議案の説明が終わりました。

質疑は、8日に日程を取っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。次の会議は8日の木曜日定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

尚、この後、13時30分から、この場において全員協議会を開きますのでよろしくお願いいたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 12時 6分)